



日田市監査委員告示第 10 号

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象 : 商工労政課、文化スポーツ振興課

令和7年11月5日

日田市監査委員 小ケ内 聡行
同 梶原 信幸

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。

令和7年度定期監査結果報告書

1 監査の対象 商工労政課、文化スポーツ振興課

2 監査の期間 令和7年10月2日から令和7年11月4日まで

3 監査の場所 監査委員事務局

4 監査の着眼点

令和7年度監査等業務実施要綱第3条の規定により、令和6年度における商工労政課、文化スポーツ振興課の財務に関する事務が、関係法令・条例等に基づき適正に処理されているか、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、関係書類等の審査を行ったものである。

5 監査の実施内容

日田市監査基準に準拠し、令和6年度に執行された財務事務を主に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び担当者からの説明聴取や質疑応答を行い、加えて帳票等の照合及び証拠書類を調査する方法により実施した。

6 監査の結果

監査の結果については、全般的に見て概ね良好に処理されているが、一部事務処理について適正を欠く事項が見受けられたので、後述する事項について早急に検討され、その具体的結果を令和7年11月25日（火）までに改善の証拠書類等を添えて文書により報告されたい。また、口頭で指摘した事項についても検討・改善を図られたい。

なお、監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

[指摘事項]

○文化スポーツ振興課

①スポーツ施設利用料の取り扱いについて

日田市会計規則第33条では、直接収納した現金は即日又は翌日に指定店に払い込むこととされている。

日田市スポーツ施設使用許可申請手続きにおいて、スポーツ施設使用料の収納事務が行われているが、関係書類を確認したところ、指定の金融機関への収納金の払い込みが、規則で定められている日数を超えている状況が、多数見受けられた。

この件については、前回の監査時においても同様の指摘をしていたが改善されていなかった。

今後の収納金の取り扱いについては、規則に則った事務処理を行われたい。